



認可保育所

認定こども園(保育部分)

家庭的保育事業所(保育ママ)

小規模保育事業所

令和3年4月入所児童を募集します

【担当課】 保育課入園相談係(区役所4階401番) ☎03-5654-8278・9

【対象】

次のいずれかに該当する0歳～就学前のお子さん
▶保護者が働いている、またはこれから働き始める場合
▶保護者が出産や病気、または心身に障害がある場合
▶保護者が病気や障害のある方を介護している場合
その他にも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

入所は保育の必要性の高いお子さんから優先して決定します。希望者が募集人数を超え利用できない場合は、5月以降の待機者として登録されます。

令和3年2月24日までに出生予定の方も申し込みできます(産休明け保育を実施する保育施設のみ)。ただし、4月入所の対象となるのは、お子さんが令和3年2月3日までに出生し、2月4日までに出生が証明できる書類を保育課に提出した場合のみです。令和3年2月4日以降に出生された場合は、5月以降の入所対象となります。

【施設開所時間】

月～土曜日
おおむね午前7時15分～午後6時15分
(保育ママは、おおむね午前8時～午後5時)
開所時間は施設によって異なります。
保育時間は、家庭の状況などにより決定します。

【利用者負担額(保育料)】

お子さんのクラス年齢と保護者の住民税額に応じて決定します。認可保育所、家庭的保育事業所(保育ママ)、小規模保育事業所の利用者負担額は同じ基準です。認定こども園では、区が定める利用者負担額その他、実費徴収が発生する場合があります。



10月26日(月)から「令和3年度保育施設利用申込案内・申込書」を配布します

保育施設の利用方法や募集予定人数などを掲載しています。

【保育施設利用申込案内・申込書配布場所】

子育て支援窓口(区役所4階401番)、区民事務所、区民サービスコーナー、認可保育所(私立・公立)、認定こども園、家庭的保育事業所(保育ママ)、小規模保育事業所、児童館、子ども未来プラザ鎌倉(鎌倉1-7-3)、福祉事務所東庁舎(金町1-6-24)、子ども総合センター(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)、金町子どもセンター(東金町3-8-1)

区ホームページからも取り出せます。

【申込方法】

申込案内に添付の申込書と必要書類を持参か郵送で。
提出書類の確認を希望する方は区役所窓口にて申し込みください。

申し込み

- 窓口
 - ▶区役所7階会議室 11月16日(月)～12月10日(木)
月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時
(水曜日は午後7時30分まで)
12月6日(日) 午前9時～午後4時30分
※書類は事前に記入し、少人数での来所のご協力をお願いします。
※初日や最終日直前は混雑が予想されます。
 - ▶認可保育所・認定こども園
11月16日(月)～12月3日(木)
月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時
- 郵送 11月16日(月)～12月10日(木)(必着)
〒124-8555葛飾区役所保育課入園相談係

【申し込みにあたって】

- ▶令和2年4月以降の利用申し込みをしていて、入所・転所できなかった方も、再度の申し込みが必要です。
- ▶今回の募集で定員に達しなかった施設は、2次募集を令和3年2月下旬に受け付けます。
- ▶認定こども園、家庭的保育事業所(保育ママ)、小規模保育事業所を希望する場合、希望施設の事前面接などが必要です。
- ▶認定こども園(教育部分)は、希望園に直接申し込みください。
- ▶区外の保育園などを希望する場合、区市町村により申込期間・方法などが異なりますので、保育課入園相談係(☎03-5654-8278・9)へお問い合わせください。

申込案内配布後の情報の追加・変更は、区ホームページなどで順次お知らせします。

●育児休業明けの0歳児予約入園について

- 【対象】 育児介護休業法またはその他の法律に基づく育児休業中あるいは育児休業予定で、令和3年11月1日までに職場復帰する区内在住の保護者(お子さんが申し込み時に出生していること)
- 【入園月】 職場復帰月の前月から、お子さんが満1歳の誕生日を迎える月までを入園希望月(5～10月)にできます。入園後は、入園月の翌月1日までに職場復帰してください。
- 【定員】 各園3～5人(募集園は申込案内をご確認ください)
- 【申込期間】 左記、区役所窓口の申込期間で受け付けます。
- 【申込場所】 子育て支援窓口(区役所4階401番)
- 【申込方法】 申込案内に添付の申込書と必要書類を持参で。
4月入園との重複申し込みはできません。

保育アドバイザーをご利用ください

ご家庭の状況に応じて、利用できるサービスを案内する子育てサービスの総合案内です。電話予約の上、ご利用ください。

【利用時間】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
【相談窓口】 子育て支援窓口(区役所4階401番) ☎03-5654-8567



令和3年4月から

認可外保育施設を利用(予定)の方へ

国の基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外になります

区では早期に保育の質の確保・向上を図るため、無償化対象施設の基準を定める条例を制定しました。令和3年4月からは、国の基準を満たした認可外保育施設を利用した場合に、無償化の補助金を支給します。

国の基準を満たしている区内認可外保育施設については、区ホームページをご覧ください。

【担当課】

- ▶無償化・補助金に関すること
子育て支援課 ☎03-5875-7952・03-5654-8277
- ▶施設等利用給付認定に関すること 保育課 ☎03-5654-8278・9



▲区ホームページ

無償化について

3～5歳児クラスの全児童と住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童を対象に、一定の条件を満たした方へ保育料や食材料費などを無償化・助成しています。制度の利用には施設等利用給付の認定申請が必要な場合があります。詳しくは、児童館、図書館などにある無償化リーフレットまたは区ホームページをご覧ください。